

第八 議案第三十五号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特

別会計補正予算 第一号)を定めるにつ

いて 町長提出)

第九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

第十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出につ

いて

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第十まで

午前九時三十二分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めて、おはようございます。

先ほどは大変な雨で、出にくいところを全員の御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しており
ますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年第
四回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名
議員は、会議規則第一百十二条の規定により、議長において二番安
藤浩孝君及び三番廣瀬和良君を指名いたします。

日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

二、二番 安藤浩孝君 ただいま議長のお許しをいただきましたので、

一般質問を始めさせていただきます。

それでは、まず一つ目でございます。住宅用火災警報器の設置
義務化に関連して質問をいたします。

我が国の住宅火災の現状は、火災件数の六割が住宅火災で、ビ
ル、事務所、商業施設などの建物火災は四割ほどで、死者数では
ほとんどが住宅火災によって生じたもので、九割を超え、多数の
者が利用するホテル、商業施設、病院等の建物火災で亡くなった
方は一割弱であります。住宅火災における死者数は、平成十四年
以前は八百人から九百人を推移していたものが、平成十五年以降
は五年連続して千人を超える高い水準となっております。この住
宅火災による高齢者（六十五歳以上）の死者数は年々増加の一途
をたどっており、この高齢者の死者数の割合も五割前後を推移し
ていたものが、ここ近年では六割を超え、急激な右肩上がりの数
値となっており、今後の高齢化の進展とともに、さらに増加する
ことが懸念される状況にあります。

そういったことから、平成十六年五月二十七日、衆議院本会議
におきまして、消防法及び石油コンビナート災害防止法の一部を
改正する法律案が可決・成立になりました。この法律改正によっ
て、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置及び維持
が義務づけられました。新築住宅は平成十八年六月一日から設置
義務が適用され、既存住宅については平成二十三年五月三十一日
までにすべての住宅に火災警報器の設置を義務づけております。

この住宅用火災警報器は、火災により発生する煙をいち早く感
知し、音声や音で警報するもので、特に住宅火災により死に至っ
た原因の七割が逃げおくれということから、早期に火災を気づか
せる重要な機能を備えております。データを見てみますと、住宅

火災百件当たりの死者数は、火災警報器の設置の有無により三ないし四倍程度の効果が見られており、海外のアメリカやイギリスの統計においても、住宅火災による死者数の低減に効果が見られ、特にアメリカでは、設置義務化等による普及に伴い、普及率一〇％で死者六千十五人が、普及率九四％で死者数は二千六百七十人と半減以下ということで、実証しております。そのようなことから、火災警報器の早期普及は、住宅防火対策の切り札と言え、私たちの日々の暮らしの安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であると思います。

ここでお尋ねをいたします。

平成二十二年三月の総務省消防庁の推計では、全国で普及率が四一・六％になっておりますが、本町において普及率は一体どのくらいでしょうか。また、独居老人宅の警報器の普及率もあわせてお聞きをいたします。

警報器の早期設置の推進を図る取り組みとして、町としてどうお考えですか、御答弁をお願いいたします。

本町では、緊急通報システムを平成二年六月から本巢消防署管内六カ町村内で運用開始をされ、ひとり暮らしのお年寄りの方の安心を確保しているシステムで、町内においては平成十九年に六十五人の方が利用されておるわけですが、この緊急通報システムと火災報知器をあわせて設置していただけないでしょうか。また、七十五歳以上のひとり暮らしの高齢者の方も二百二十九人おられます。この方についても設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

次に、去る二月十日午後零時十分、梅野町の住宅で出火、同二十七分、一一九番通報で消防署が受信、本巢消防ではポンプ車並びに消防車両、救急車など七台、隊員三十六名で決死の救助活動

を優先に、消火活動を並行して展開、遂行されましたが、大変残念なことに八十一歳のお年寄りが亡くなられました。この場をおかりしまして御冥福をお祈りいたします。

現場は、図書館と北方医院に挟まれた住宅地で、道路幅は狭く、隅切り等がないところもあり、北や南からの消防車の進入が大変困難であったであろうと想像されます。

この現場に限らず、旧町内の裏道や加茂地区などでも消火活動が困難をきわめる地域が見られるようですが、大丈夫でしょうか、心配は要りませんか。また、防火戸、消火栓、消火ホース、格納箱などの設置数はどのくらいありますか、重ねてお尋ねをいたします。

一問一答ですので、よろしくお願いたします。

一、総務課長 それでは、一つ目の御質問にお答えいたしたいと思っております。

火災警報器等についての質問でございますが、議員御案内のとおり、平成十六年の消防法改正を受けまして、平成十七年十一月に本巢消防事務組合火災予防条例が改正され、北方町におきましても住宅用火災警報器の設置が義務づけられたところでございます。

北方町でも、住宅火災による犠牲者を少しでも減らすために、早期に設置推進を図るべく取り組みを行っているところでございます。平成十八年一月号広報紙への記事掲載を通じて住民への周知を図るとともに、家庭におきます防火防災のかなめである主婦層に対しましては、平成十八年度より毎年、北方町女性防火クラブを通して、研修時に火災警報器の周知及び設置推進を呼びかけておるところでございます。また、独居老人世帯に対しましては、包括支援センターと本巢消防事務組合の連携によりまして、

平成十八年度及び十九年度の二カ年にわたり住宅防火診断事業を行い、延べ二百三十名余りの方に警報器の設置を呼びかけたところでございます。

警報器の普及率につきましては、調査を実施していないため、現在、町では把握しておりませんが、今後、わかる範囲で調査を進めてまいりたいと考えております。

設置についての罰則規定こそ設けていないものの、自身の安全のための設備であると考えております。積極的にみずからが設置を行うべきものであると思います。

議員御提案の七十五歳以上、独居高齢者住宅や緊急通報システム設置世帯への無料設置については、平成二十一年四月一日現在で、七十五歳以上独居高齢者が二百二十九人、緊急通報システム設置世帯が、十九年に少し減りまして五十九世帯となっているところであります。一部の対象世帯では設置済みの方もありますし、無料設置をする場合、現在、機種・メーカーを初め、多種多様な種類がございます。どの機種を選定するのかなどの問題もあります。いずれにいたしましても、公平性の原則等も十分考慮いたしまして、他市町の動向を注視しつつ、適正な支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

あわせてお尋ねの消火活動困難地域の把握については、常備消防であります本巢消防事務組合の消防車両の大型化により、町の中心市街地内での消火活動への支障が懸念されるところであります。これを補うため、町消防団の保有車両について、現在、他の市町村の持つ車両より全長を四、五十センチ程度短くし、小型化を図ったり、全車両にホースカーを搭載し、狭い路地での消火活動を可能にしたりするなど機動性を確保し、サポート体制を確立しているところでございます。

また、町内全域に消防水利といたしまして、特に大災害に最も効果的であると言われます防火水槽においては全町内で九カ所、それから防火井戸を百二十一カ所、消火栓においては六百四基設置し、三本の消火ホースを備えた格納箱も二百四十七台設置し、万が一の火災に備えております。これによりまして、車両の進入困難地域でも問題なく消火活動が行えるものと考えております。

しかしながら、防火防災に終わりということではなく、変化する住宅環境に対応すべく、消防団並びに自治会等諸団体を通じまして絶え間なく状況把握に努め、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一、二番 安藤浩孝君 このチラシなんです、これは安八町の役場が「住民の皆様へ」ということで、火災警報器は身を守ります。安八町では共同購入による補助制度を設け、安心・安全なまちづくりを進めます」ということで、個人負担額一個千円ということ、一世帯に三個までということ、これが回覧とかいろんなところで回しまして、かなりつけてほしいということが今出ております。安八町は北方と人口が大変よく似ておりまして、財政規模もよく似ておりますので、参考までにと申して今御紹介をさせていただいたようなことでございます。

一点ほどお聞きしたいんですが、普及率、進捗状況はわからないということですが、岐阜市はもう平成十八年から、ありとあらゆる機会をとらえて、アンケートとかそういうことで把握をしてみえるんですが、特に独居老人宅、平成十八年と平成十九年、本巢消防と地域包括センターで回られましたよね。回られて、こういうものを勧奨されて、平成十八年に面接者が百二十人ですが、平成十九年が面接者百十一人、合計で二百三十人ほどの方が応対しておみえになって、二回お邪魔しながら、何個ついている

かわからんということはどういうことですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一点、消火栓の数が六百四カ所ということで、大変たくさんついておりまして安心をしたんですが、この消火栓というのは、消防署が主に使われるのを想定してみえるのか、それとも我々住民が主に使われるのを想定してみえるのか、どちらかお聞かせください。お願いします。

一、総務課長 普及率についてでございますが、二カ年、包括並びに本巢消防事務組合の職員とで調査を行い、奨励を進めてきたわけですが、実は私も資料を持っておりませんが、県内云々というこの推計の数字は現在手元にあります。先日、実際、本巢消防事務組合の職員の方に、どのぐらい普及があるんだろうということ、恥ずかしい話でございますが、一応確認はとってみたんですが、大変申しわけない、今こういう状況でございますので、御了承願いたいと思います。ただし、今後、当然近隣市町もそのような調査をしておるということでございますので、できる範囲で調査を進めてまいりたいと思います。

それから、消火栓の六百四基についてでございますが、通常、消防事務組合、それから私も消防団、消火活動に使うものは、例えば前にございます防火井戸、それから井戸が近くにない場合は消火栓等の施設を使うわけでございますが、基本的に消火栓は地元の自治会の方が主になって使っていただく施設と私は考えております。ゆえに、近くに三本のホースを備え、ボックスを設置しておるといのが実態でございますので、これにつきましては、今後、防災訓練等を通じまして、この利用の仕方等、再度点検整備を兼ねまして実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

二、二番 安藤浩孝君 ありがとうございます。

それから、消火栓マップとか消火栓のホースの格納箱がどこにあるということは、皆さんほとんど知らないんですね。こういうことを自治会の方に下へおろしていただいて、防災訓練でぜひ有効に使っていただきたいというふうに思います。

続きまして二つ目、定住自立圏構想について御質問をいたします。

定住自立圏構想とは、総務省が策定したもので、人口五万人程度以上の中心市と周辺市町村が協定を結び、圏域としてネットワークを図りながら、広域医療、産業振興、自然環境保護、教育、人材、公共交通、まちづくりなどのさまざまな協働実施を目指す施策であり、財政面では中心市に年間四千万円、周辺自治体には年間一千万円の特別交付税が交付され、既存の補助制度でも優遇されると期待されているほか、補助対象に民間企業・団体も含まれているのが特色で、高松市四十一万八千人、久留米市三十万三千人、長岡市二十八万三千人などの、人口三十万人程度以上の比較的大規模な市を中心とした圏域を持つ大規模中心市型や、美濃加茂市五万二千人、備前市四万人など、人口五万人程度の比較的小規模な市を中心とした圏域や、圏域内に中心市に該当する二つの市が存在する複眼型、県境を越える形で圏域を形成する県境型、一つの合併市で二圏域を形成する合併圏域型など、五つのパターンがあります。この中心市としての資格は、人口が五万人程度以上で、昼間人口が夜間人口を上回ることや三大都市圏外にあることが条件で、この基準を満たした全国二百四十の都市の中には、県内で美濃加茂市のほかに岐阜、大垣、高山、中津川など五市が含まれております。

今回、この定住自立圏構想の先行実施団体に指定された二十四

都市二十二圏域の取り組み予定内容は、医療並びに福祉施設などのネットワーク化、産業振興、市町間の人事交流、公共交通体系の構築などが見られ、広域行政の枠組みがかいま見られます。

県内で唯一定住自立圏構想の先行実施団体に指定されている美濃加茂市が、去る三月二十四日、東海地方で初めて中心市宣言をし、翌月四月十六日には加茂郡内七カ町村の担当者と初会議を開き、具体的な連携策の要望などが話し合いをされました。今後は、連携分野をまとめた共生ビジョンを策定し、九月にも協定締結が順次始まる見通しとのことです。渡辺直由美濃加茂市長は、合併と異なり、一対一の関係で、それぞれの自治体にふさわしい連携を考えたいと語られ、同構想は平成の大合併を選択しなかった自治体に対する新たな地域振興策とも言えるのではないのでしょうか。

地方自治体は、今いかに存続していくかが課題となっており、本町においては土地区画整理事業、公共下水道などがいち早く整備され、近代都市としての形態を整えておりますが、行政面積五・一七平方キロという大変小さな町の中に一万八千四百人が住んでおり、密度の高い効率のよい行政運営ができる反面、急激な都市化の進む中、多くの課題・問題点も存在しております。近隣市町が合併する中、本町は二度にわたる住民投票を経て、住民みずからが単独行政を選択されたわけであり、私たち人間も得手・不得手があるように、町にも暮らしに必要な住民サービスが行き届いた分野、他の市町に比較して弱い分野、そういったものや事をできるだけ解消するためには、地域間の結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化が必要だと思われま

す。

それらのことから、本町においても、この定住自立圏構想形成

に向けて、中心市及びその周辺にある市町と連携して暮らしに必要な機能を確保し、お互いのメリットを生かし合い、地域の活性化を図られてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

一、町長 それでは私の方から、定住自立圏構想について、議員にお答えをさせていただきます。

定住自立圏構想につきましては、ただいま議員からお話がありましたことに尽きるわけですが、簡単にこの構想のねらいを申し上げますと、人口減少、少子・高齢化が進行する中で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成して、地方圏から三大都市への人口流入を食いとめて、地方圏への人の流れを創出するために、全国の見地から推進しようというねらいを持った施策なのであります。

私は、かねてより、少子高齢化と人口減少の影響は極めて深刻な事態になる、地方経済の衰退によって地方自治体の経営は困難をきわめることになるのではないかとというふうな危惧をいたしておるわけです。恐らく過疎地の限界集落ばかりでなくて、山間地においては交通機関が途絶え、働く職場が消え、郵便局や、あるいは食料品などの小売店が、そして医療機関が姿を消す、そういう結果になるでありません。その結果、住民は生活できる環境と利便性を求めて都会へ都会へと民族移動が始まることになるのではないかと推測をいたしておるわけです。一方で、コンクリートやアスファルトで固められた無機物化した大都会で味気ない生活を送るよりも、緑があって、生き生きと人間らしく暮らせる環境を求める人たちは、働く職場と休日などはのんびりとできる住環境圏とのすみ分けを望むことになりましょう。

こう考えますと、県都岐阜市までは十五分、名古屋までは四、五十分の通勤距離にある我が北方町は、従来にも増してベッドタ

ウンとしての役割を担うにふさわしい条件を整えた町ということになると思うわけでありませぬ。

まちづくりの条件は、文化、緑、景観が満たされたものでなければなりません。加えて子育て、教育、そして安全・安心が政策の柱でなければならぬと思うわけでありませぬ。今日の経済状況は、明らかに市場原理主義にぶれ過ぎた結果、アメリカ型資本主義というものが壊れてしまったのだと思うわけでありませぬ。つまり、自動車やスーパーマーケットに象徴される物の民主主義から、環境、安全、そして健康の、物から環境への時代へと変化していくことは想像にかたくないと思うわけでありませぬ。

このように将来を展望するとき、今からこの町の未来をつくる視点が必要になってまいりませぬ。つまり、都市への民族移動、人口流出を食いとめて、多くの人が北方町をついの住みかとして選択してくれる町にしなければならぬの思いを強くするゆえんでありませぬ。

さて、御質問に対するお答えでございますが、例えば中心市となるべき岐阜市の動向がこの場合は極めて重要になると思うわけでありませぬ。また、定住自立圏構想によって、民主主義の基本である草の根民主主義がどのように保障されるか、こういう問題について十分な検討が必要ではないかというふうには私には思うわけでございます。したがって、ただいまの時点で、北方町がその先陣を切って他の市町に対してアクションを起こすことは考えておりませぬけれども、近隣市町の動向を注目しながら見守って、そういう事態に臨機応変に対応できるような体制と勉強を進めてまいっておきたいというふうに考えておるところでございます。

一、二番 安藤浩孝君 町長にお答えいただきましてありがとうございます。

実は先週の十八日、木曜日でしたか、岐阜市議会の一般質問で全く同じ質問があり、答弁書、回答書と両方今いただいできておるんですが、この構想に対する市の考え方は、近隣市町との連携施策について、消防及び救急分野における連携の現状について」ということで、この三点が内容で述べられております。それで、岐阜市側の執行部の答弁は、ちょっと読みますと、多くの地方都市において財政事情が悪化をし、この先大きく好転することが見込めない中で、一つの自治体でのフルセットの整備ではなく、これを圏域都市間で分担し合うことによって、あるいは中心市への設備投資を集中することによって効率化を図り、圏域全体としてのサービス維持・向上させることを意図するもの」ということで述べられております。最後の締めでは、相手もあることであり、先行実施する他の圏域の動向、中心市宣言をした場合の現実的メリット・デメリットを慎重に見きわめ、制度の活用について判断してまいりたい」という、今のところ、ちょっと消極的な考えがあるみたいですね。よその市町の方から動きがあればというふうな流れになっております。

私は、先ほど美濃加茂市の例を言いましたが、七カ町村での複数の協定ではなく、岐阜市と一対一の個別協定を取り交わせば、比較的早くスタートができるんじゃないかというふうに考えております。坂祝町では、美濃加茂市とコミュニティバスの広域運行等を正式に取り決め項目とされております。

私は、岐阜市七郷、河渡校下、そして本町の北方校下、いわゆる元の北方中校下であります。人の流れが、アピタへ来るとか、こちらから病院へ行くとか、北方の図書館やら体育館へ河渡や曾我屋の人が利用されるとかということ、かなり人や物の流れがこの三校下ではあると思います。そういったことで、将来、北方

が岐阜西部地区の中心となすべきものと考えてみるのも一考かというふうに考えております。今は小さな波かもしませんが、いずれ大きなうねりになってくるのではないかという気がいたします。

それでは、続きまして、バス路線、大野・穂積線並びに北方・穂積線についてお尋ねをします。

今日、急速に少子高齢化が進む中、人が集まり、暮らしやすいまちづくりのための公共交通の整備が各市町の共通の課題として進められております。地域の暮らし、生活の足として支えていた鉄道が廃線になり、その代替の路線バスも、鉄道と同じくして窮地に陥っております。昭和四十年代は年間延べ百億人がバスを利用しておりましたが、マイカーの普及などで近年は四十二億人程度と、半分以下に減少しております。毎年二万キロメートル前後の路線が休廃止をされ、毎日五十四キロメートルの路線バスが全国のあるところらで廃止されていることになり、決して他の町での話ではないように思えます。

さて、本年四月一日より穂積駅へのバスの乗り入れが大幅に増強され、大変利用しやすい時刻運行になりました。利用促進に向け、町では広報「きたがた」等で折に触れ周知をされておるわけですが、現在のところ、その効果がまだ見えてきておりません。四月においての利用人員実績は、大野・穂積線二千七百五十九人で、平成二十年に比べて七百七十二人の増になっておりますが、バス一台当たりは二・九六人であります。一方、北方・穂積線は千七十九人で、前年度からは百八十六人の減になっており、一台当たりの乗車人員は二・九九人となっております。二路線の合計利用者は、大野・穂積線の北方乗り入れ前と比較して五百八十六人の増加が見られましたが、期待されていた相乗効果は多少見る

ことができましたが、大幅な乗客増にはつながりませんでした。乗り入れ前や旧路線は、御存じのように九月でもって完全閉鎖となります。運行事業者の岐阜バスでは、利用者数が伸び悩めば、九月のダイヤ改正時に廃止もしくは減便したいという考えであります。そうなれば、第六次総合計画のアンケートで一番高い支持を受けた北方町の将来の希望するまちづくりは、道路や歩道、バス路線が整備された交通の便がよいまち」の要望にこたえることができないことは無論のこと、来年四月に運用開始予定のバスターミナル、並びに六次総に少なからず影を落とすのではないのでしょうか。

大野・穂積線は、運行キロ数が十四・七キロで、大野町、本巢市、北方町、瑞穂市と二市二町にまたがり、一日三十一本運行されておりますが、現在のところ、この路線については、地方バス補助制度、国庫補助、県補助を受けておりません。経常収益が少ない場合、運行に伴う欠損額を最大で二十分の九補助を受けられる制度、生活交通路線維持補助金制度を利用されるお考えはありますか。この制度を受けるには、沿線市町の協調と強い熱意で、バス事業者、国交省運輸局、県との交渉が必要と思われれます。また、課題となっておる穂積駅でのバス乗降場の件もあわせて、早急に二市二町、バス事業者等を含めて沿線協議会などを発足すべきものと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

副町長 それでは私から、町内のバス路線であります大野・穂積線の利用者増と維持対策等についてお答えしたいと思います。ただいま安藤議員からありましたとおり、大野・穂積線がこの四月から、北方町内の一日の往復三十二便の乗り入れによりまして、従来からの北方・穂積線の十二便と合わせて四十三便がJR穂積駅につながることになりまして、岐阜市内や名古屋圏内まで

の通学や通勤等が大変便利となったわけでありませぬ。しかしながら、肝心の利用者数につきましては、岐阜バスからの調査報告によりますと、先ほど議員からも詳しく説明があったとおり、昨年と比較しましても、徐々にふえてはきているものの、北方・穂積線も含めた全体では微増で、伸び悩んでいるのが現状であります。

そこで、町としましてですが、今年度にバスターミナルを設置することもありますし、バスの公共交通を検討する初めての北方町地域公共交通協議会を今週の二十五日に開催しますので、こうした現状を早速利用者や関係団体の代表者である十二名の委員さん方に説明するとともに、利用の協力依頼や利用促進の対応等についても協議していただきたいと思っております。よって、こうした協議会からのいろいろな意見や提言を踏まえて、町として可能な限り対応することで利用者の増を図っていききたいと、このように考えております。

次に、大野・穂積線の維持・確保するために、生活交通路線維持の補助金制度を利用する考えはないかとの質問であります。この補助金につきましては、申請者、すなわち助成対象者はバス事業者であります。しかも、事前に県知事から補助要件を満たす生活交通路線の指定を受けなければならないことになっております。したがって、バス事業者であります岐阜バスの方が生活交通路線の指定や補助金の申請を出す場合には、当町も、当然ですが一沿線市町としてできるだけだけの協力はしていきたいと、このように考えております。

次に、沿線二市二町とバス事業者との協議会を発足させてはどうかとの質問であります。もともと公共交通につきましては広域的に対応していかなければならない課題であります。今までも関係市町とは必要に応じて連絡調整をとってきましたが、特に当

町は、今年度じゅうには新しくバスターミナルが県営団地内に設置できる見込みでありまして、それに伴いまして、より公共交通の利便性を図る路線の再編計画をバス事業者や関係市町にお願いしていくためにも、こうした協議会は必要でありますので、北方町としては前向きに取り組んでいきたいと、このように考えております。

最後になりますが、穂積駅でのバス停が遠かった問題につきましては、かねてより当町からも強く要望してきましたが、先日の六月の瑞穂市の議会でも取り上げられまして、穂積駅に近い旧公民館を取り壊してバス停留所を設置したいと、このような旨の答弁が瑞穂市長の方からありましたので、早い機会に対処されるものと思っております。以上であります。

一、二番 安藤浩孝君 まず生活路線維持費補助金のことでございますが、今の答弁を聞いておりますと、バス会社待ちというように私はとりましたが、やっぱりバス会社待ちということになりますと、九月にはっきり言って結果が出ますよ、積極的に動いていただかないと。

この生活路線維持補助金を得て運行している路線、今、北方町に乗り入れる七路線の中に対象となる、もらっておる路線は何路線ありますか、お聞きします。

それと、今、穂積駅でのバスの乗降場の設置の件ですが、新聞に載っております情報ではそういう情報ですが、それ以外の情報はありますか。もうちょっとしっかりした、かちっとした話はあるか、その二点ちょっとお聞きします。

一、副町長 今現在、岐阜バスの方がうちの路線で赤字補助金をもらっておる路線が何本あるかということは、ちょっとうちの方は承知しておりませんが、定期券の利用者につきましては、うちの方

で調べました結果、昨年二十年十一月十日から十四日の五日間と、この四月十三日から十七日までの五日間の比較によりますと、下りの方では百二十六人から百五十六人、三十人の増。それから上りの方につきましては、十一月と四月の比較ですが、百六十五人から二百三十八人と七十三人の増と、このような調査結果をもらっております。以上です。

一、二番 安藤浩孝君 ちよっとお聞きしたことと違っておったんですが、現在、七路線入っている中で、この補助金をいただいて運行しているバス路線があるんです。バスに乗りますと、必ずこのバスは県と国の補助金を得て運行しています」という放送が入ります。ですから、現実ありますので、せっかくのいただけるもので残れることなら、バス会社待ちということじゃなしに、ぜひ町の方からも積極的に踏み込んでやっていただきたいと思えます。それには沿線市町、先ほど申しました二市二町で熱があるというところを見せないと、本当に秋には厳しい結果になると私は断言しておきます。

それでは最後の質問になりまして、文化財の問題に入ります。北方町文化財保護協会は、北方町の歴史・文化を正しく理解し、数々の貴重な文化遺産、産業考古遺産、文化的景観の保護・愛護並び郷土の先人の業績や文化、習俗の由来を明らかにし、郷土愛を培うことを目的に昭和五十四年四月に設立し、それらの活動の中で、昭和六十一年三月には「北方町文化財だより」が第一号として発行されました。この文化財だよりは、文化財を紹介することとは無論のこと、私たち読者をタイムマシンの舟に乗せて往時の史実とロマンの中に誘ってくれます。見えてきませんか。旧糸貫町との境界には奈良時代の官道の東山道、今で言えば国道一号线とでも言うのでしょうか。美濃の正倉院」と呼ばれる貴重な文

化財が残っておる円鏡寺。NHKの大河ドラマで何度も出演している美濃三人衆の一人、安藤伊賀守守就が織田信長に耳打ちをしている馬上の姿を。旗本北方戸田氏の陣屋、時の太鼓もどこからともなく聞こえてまいります。本町の冠木門あたりにはベンガラ格子戸が、威風堂々のうだつが上がる豪商の屋敷。そして時代は移り、天地を揺るがした濃尾大震災。私たちの先人は、打ちしおれた心身を発展のつち音へのばねに変え、見事にたくましく乗り越えているのが見えてまいります。

このように、「文化財だより」は昭和六十一年の第一号から平成二十一年六月の第二十四号まで発行され、二十一年にわたり北方町の歴史・文化を親しみやすくわかりやすく伝え、文化財の活用、愛護思想の育成、心の触れ合いの中での郷土愛をはぐくむ上で極めて意義や価値のあるものであります。

この文化財だよりの年一回の発行に必要な費用のほぼ七割近くが、会費で補っておるのが現状であります。協会では、ほかにも時の太鼓、案内板、標柱設置など、由緒ある文化財の保護・顕彰などの事業に取り組んでおりますが、ここ数年は、案内板、標柱など、協会独自事業としての設置が進んでおりません。私は、文化財保護協会へ入会するまで、「文化財だより」は町の歴史・文化の変遷の数々を町民に伝え、町の誇り、ひいては郷土愛を持っていたりしたくものとして、町の全額負担で発行されているものと思っておりました。ぜひこのあたりを酌んでいただき、助成をふやしていただきたいと思います。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

案内板、標柱に少し触れましたが、高屋にある条里跡、北方町保護樹第一号の北小・北中校門前のクスノキ、地下の郡界石など多数標柱が設置されておりますが、設置場所、設置本数、朽ち果

てていく標柱など、管理を含めて、教育委員会としてどう把握をされ、責務、かわりをどのようにお考えか、お聞きいたします。次に、急激な町の変貌を見て、民俗、祭礼、風物、景観などを次の世代に語り継ぐ語り部や、町内の文化遺産を紹介するボランティアガイド等の養成について、町としてどう考えですか。

次に、北方町文化財観光マップについてお尋ねをいたします。

心地よさを探そう。今と昔が調和するまち」というキャッチコピーが胸を貫きました。大型のマップで大変見やすく、わかりやすい内容で、本当にすぐれたすばらしいものとなっております。これは会員の日々研さんのたまものであると言えます。町内外の人にぜひ利用・活用していただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。印刷部数は何部刷られましたか。このマップの活用方法はどうか。また、このマップを全戸配布できませんか、お聞きいたしたいと思います。以上です。

一、教育長 最初に一言お礼を申し上げたいと思っておりますが、安藤議員を含めまして文化財保護協会の皆様方には、日ごろ本町の文化財保護に係る諸事業に本当に献身的に御支援をいただいておりますことに、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

さて、四点にわたる御質問がございましたので、順次お答えをさせていただきますと思っております。

まず一点目の、「文化財だより」発行に係る助成についてでございますが、文化財保護協会が発行されます「文化財だより」は、会員相互の機関紙という性格を超え、先人の文化遺産を広く北方に住む私どもに知らせ、その理解と啓発を図るといふ極めて価値の高い、貴重な広報紙となっているというふうに私は理解をして

おります。教育委員会といたしましても、「文化財だより」の重要性にかんがみ、またさらなる充実を図る意味で、団体に対します規定の補助額とは別に、「文化財だより」の発行に係る経費の全額を教育委員会の文化財保護費で予算措置し、内容の企画、編集につきましては従来どおり保護協会を中心にして進めていただくという形で御要望にこたえていきたいと、このように考えております。

次に、標柱、案内板の設置場所や本数、管理を含めた教育委員会の責務についてでございますけれども、責務につきましては、基本的に町並びに教育委員会がその保護・管理に對しまして二義的な責任を負っている、このように理解をしております。

そこで、町では、文化財保護審議会を設けまして、文化財の発掘、保存、維持・管理に関する審議経過を尊重いたしました。あわせて保護協会の御意見、御要望も取り入れて、案内板、標柱などの設置場所や、維持・管理の予算措置を講じているところでございます。

現在、史跡、建造物、植物、これは全部屋外にあるものがございますけれども、全部で二十六ございます。この二十六の文化財に對しまして、標柱等は四十一本、案内板等を含めまして設置されております。このうち四カ所はまだ未設置でございます。説明板が傷んでいるところが一カ所ございますけれども、順次修理をして修復していきたい、あるいは整備をしていきたい、このように考えております。案内板等の規格とか設置場所等につきましては、これまで審議会の委員さん、あるいは文化財保護協会の会員の皆様方の全面的な御支援を賜っているとところでございます。

次に、語り部やボランティアガイドの養成についてであります。私どもも、歴史・文化の啓発、発展の一翼を担うという立場か

ら、実は昨年度、造詣の深い保護協会の会員を講師にいたしました。ボランティアガイド講習会を企画いたしました。しかし、残念ながら応募者が少なく、開催するまでには至っておりません。語り部やガイドスタッフ、こうしたものの養成につきましては、今後ともその姿勢は変わりございませんので、保護協会の皆様方の御支援を賜りたいと、このように考えております。

最後に、文化財観光マップの印刷部数とその活用方法でございます。

大変美しく、わかりやすいマップができ上がっております。印刷部数は一万部でございます。

活用につきましては、住民の理解と啓発を図るという意味で、公共施設に備えてあります。また、会議とか研修会とか、そうした会議等で本町を訪れます他の市町村の皆様方にも計画的に配布をしているところでございます。あわせて、子供たちのふるさと学習に必要な部数を学校の方へ送っております。

以上でございますが、いづれにしましても、これからも町並びに教育委員会と文化財保護協会が一層連携・協働して整備と発展を図り、先人の遺産を後世に伝えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上であります。

一、二番 安藤浩孝君 文化財だより」の発行の費用につきまして、全額負担していただけるという御答弁をいただきましてありがとうございます。これで協会の独自事業として、文化財の保護・顕彰など、幅広く取り組んでいけるのではないかとというふうに思っております。

どこかの席で室戸町長が、いいまちの条件についておっしゃったことがあります。一つには、まちの自然がいいかどうかということ。二つ目には、歴史が豊かかどうか。三つ目に、その地域

に文化が根差しておるのかというような大変深い、御経験を踏まえ簡潔に表現された、そんな戒め、私もその言葉を大事にしていきたいというふうに思っております。

最後に、教育長にお願いと、ちょっとお聞きしたいんですが、文化財マップ、観光マップの全戸配布、これを再度お願いできませんかね。実は私、この前もちよっとふらふらと回っております。団塊の世代の方が、会社を御卒業されてお二人で散策をしてみえるんですが、何かこういったガイドブックみたいなやつが北方にもあるといいねえと。今まで仕事を一生懸命やってきたけど、ようやく北方の町を歩けるわという方が天王川かいわいで見られるとあって、ぜひ町の内外の人に見ていただいて、利用されるというのが一番いいと思いますね。特にあのマップは大変すぐれておりまして、あのマップで史跡めぐりをすれば、きっとまた北方に新しい文化、そんなものがまた芽生えてくるんじゃないかと思っておりますので、再度そういったことをお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、朽ち果てた標柱の話をしていただきましたが、地下地区に「ア切橋」という昔の名前があるんですが、郡界石の立て札があるんですが、そこにこう記されておりました。郡界石、通称夜泣石、本巢郡と方県郡との両郡の〇〇目印、〇〇〇〇は、〇た〇〇〇郡〇〇〇〇〇〇〇〇、この〇という部分は、字が風雨にさらされて欠落して、跡形がほとんどないです。ですから、何の説明をしているのか全く意味不明の立て札になっておりますので、これであとしばらくほかっておきますと本当に朽ち果てて、再度新しいものをつくらないといかんと思っていますね。今なら、修理していただいたら十分まだ使えるものになっておりますので、こういったような意味不明の看板が多分ほかにもあるような気が

いたしますので、この辺も重ねてお願いしたいというふうに思います。

一、教育長 まず文化財マップでございますが、そういうのが家に一冊ずつあると、何かの機会に、散歩をされる機会等にちょっと意識を持っていただけるんじゃないかというふうに思ったりもしております。本年度は六千八百ほど印刷をさせていただいております。全戸配布しますと、あっとい間になくなってしまおうという状況でございます。予算が伴うわけでございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

二、二点目の郡界石、私も承知しております。これは教育委員会が設置した看板ではなくて、高札風になっておりますね、こういうふうにはございますね。説明が非常に見づらくなってございます。ペンキがはげてきておりまして見づらいた。こうしたものが何カ所か実はございます。私どもも気になっておりますので、文化財保護協会と協力をいたしまして、順次修復をしましてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

一、二番 安藤浩孝君 以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 では、次に日比玲子君。

一、九番 日比玲子君 皆さん、おはようございます。

では、議長のお許しをいただきましたので、三項目にわたって一般質問をいたしたいと思います。

まず初めは、町長にお尋ねをいたしたいと思います。財産貸付収入と土地借上料についてお尋ねをいたしますが、二十一年度予算では、財産の貸付収入は四百三十四万五千九百六十八円、そし

て借上料といたしまして一千九百三十四万八千八百三十一円です。

そこで商工会の駐車場に関して質問をいたしますが、増屋町にあるのと駒来町にある二つの駐車場についてであります。これは増屋町で六百四・三九平米、駒来町で五百六十四・九平米の駐車場があります。この議会においても、この二つについては商店街の顧客用として町が整備をいたしまして、商工会に貸し出しをいたしました。ところが、いつの間にか増屋町の方は社名入りの駐車場、十五台名前が書いてあって、一台だけはちょっと取れたのか何かそういうふうになっていました。そこで十五台駐車ができるというところで、その借りている人に聞きましたら、三千円商工会に払っているというのを言いました。商工会は、貸付明細書を見る限りは、町に対して一台二千円というお金が入ってくることになりました。その差額は約千円になります。そして、年間にしますと約十八万円の差がここで出てくるわけです。私はこれは町民の財産であると思うんですが、年間十八万円もピンはねすると言っているのかどうかわかりませんが、そういうことは本場に許されるのかどうかという疑問を持っています。そして、これはつくられたときからずっとこの状態で据え置かれてきているわけです。十年、もしため込んだとしても、百八十万という内部留保が出てくることになりました。駒来町の方は名前が書いてありませんでいいと思います。そのことです。

それから、円鏡寺公園の売店は、町が整備をして、観光協会の売店として年六万、これは多分議会でも出てきたと思うんですが、そういうことで、町の財産収入としても六万円入ってきています。ところが、これも観光協会から「夕べんけい」という食事をするお店に貸し出しをされています。そこで、おたくは月幾ら観光協会に払っているのですかとお尋ねを、これは電話でしましたら、

それは観光協会に聞いてくれということであったので、また観光協会に電話したら、だれも出ませんでした。観光協会も、わずか月五千元ですので、商売をやっているのに、本当にこの金額でいいのかどうかということでもあります。そして、その商工会や観光協会は町の補助団体であるわけです。町民の財産がこういう形で流用されてもいいのかどうかという問題があります。私は、当初の趣旨からこうした問題は逸脱しているのではないかと思いますので、町長の答弁をお願いしたいと思います。

一、町長 御指摘をいただきました商工会と観光協会に対する町の普通財産の貸付状況については、今議員がお話しになったとおりでございます。お話を聞きながら、実態は、商工会の関係で言いますと、駒来町も増屋町も同じような状況で、それぞれの店主に事実上貸し付けをする形をとって、賃料を商工会としていただいておりますというシステムに変わりがありません。ただ、駒来町の方は、御案内のとおりそれぞれの店主が賃料を払っていらっしやるようでございますけれども、駐車されるお客様については、お客様に御利用いただくという方針をとっておりますので、それぞれの商店が自家用車を優先的に駐車しておるといふ状況ではないようでございます。私はそれは許される範囲かなというふうに承知をいたしております。

ただ、増屋町につきましては、これは現地を私も従来から見て首をかしげておりましたけれども、議員が御指摘のように、特定の商店の看板を立てて、その人が優先的に駐車場として利用しておるといふ状況は、町と商工会との間の協定の趣旨にも反しますので、これは議会が終わりましたら早急に商工会に対して正常な方向に戻すように申し入れをいたしておきたいというふうに思っております。

それから、観光協会につきましては、ちょっと今総務課長に尋ねましたら、観光協会から商店主に一万円で貸し付けをしておるといふふうに聞いております。これは観光協会の会計の中に繰り入れて、少しでもその差額で観光事業に供したいということで運営をされておるといふので、私はこれが町との約束いたしておきます協定を逸脱しておるといふふうに考えておるわけではございません。ただ、一時期、ああいう飲食店に貸すのはどうかという御指摘が住民の皆さんの中から出されておりましたことも事実でございますが、これは町が直接口出しをすることではなくて、観光協会との間で十分話し合っていたらいいのではないかというふうな立場できょうまで見守ってきたところでございます。

お答えになっておるかどうかわかりませんが、増屋町の駐車場については早速商工会に申し入れをいたしまして、本来の姿を取り戻すように指導したいというふうに考えておるところでございます。

一、九番 日比玲子君 今、町長に答弁をいただきましたけど、増屋町の二千元と三千元の千円の問題と、観光協会の五千元ですね。そういう問題は別に町としては関知せずに、商工会と例えば借り主との問題、そして夕べんけいにすれば、観光協会と借り主の方で話し合いをしてくれればいいという考え方ですか。私は、町民の財産だから、何とか町に少しでも財産の貸付収入として、イコール、三千元いただいたら三千元返すべきじゃないかという思いがあります。

一、町長 お考えはいろいろあると思うんですね。今、議員がおっしゃいます方法ですと、何も商工会や観光協会を通さなくても、直接町が運営したらいいわけでございますので、それが行われてい

ないという現実、ちょっと詳しく点検しておりませんけれども、ある意味、それぞれの団体に町が少しでも援助する形をこういう形でとればいいんじゃないかというねらいがあるんじゃないか、きょうまでの経過の中です。というふうに思っておるわけ、でございますので、今行われておる範囲内の運用は、それぞれの団体に自主的にお任せをすることが、それほど社会正義上、反することではないというふうに思っておるわけでございます。とりわけ駐車場については、多くの買い物客の皆さんや、町内で用を足していらっしゃる皆さん方が駒来町については多く利用していただいておりますので、大変喜ばれておるんじゃないかというふうに思っておるものでございます。

一、九番 日比玲子君 はい、わかりました。ではそういう方向でも理解をすることにします。

次は、一問一答でお願いしたいと思います。

柱本公園の整備についてであります。これは大平都市環境農政課長にお尋ねをいたしたいと思えます。

柱本公園ができて二十年たちました。今年度千五百万円かけて整備をされるといふ予算が通ったわけでありますが、北方町では佃公園が昭和四十五年に初めて完成をしてから、加茂の三号公園まで十八、そして児童公園は十カ所あります。都市公園の現在の面積は、岐阜県では一人当たり五・八平米、北方町はその六二％に当たります三・六平米、一坪ちょっとということになります。

この公園の歴史を見たときに、日本では明治四年にあの慶應義塾でブランコとか鉄棒が設置されました。また、その後、日比谷公園に初めて遊具が設置されたそうであり。そのころは、ちやうど日本が西洋化を進めた時期と重なるそうであり。そして、そして一九二三年の関東大震災では、火災の延焼などを公園が防

ぐ役割を果たしたと言われています。しかし、戦後はそんな広いところは、住宅であるとか、高校とか学校用地に変わってしまいました。そして一九五六年に都市公園法が整備をされて、児童公園にはブランコ、滑り台、砂場、これが三種の神器だと言われていますが、北方町でも大体のところはこういうものが備わるようにしています。そして、九三年にはこの設置規定が外されて、利用者も児童に限定しないなどが改正されました。そして、六〇年代初めには交通事故が多発をして、交通のルールを学ぶことができる交通公園などもできているところもあるわけですが、そして七〇年代になって、どんどん将来の高齢化への関心が高まり、中年も利用できる公園にしようという運動が活発になって今日に至っているわけがあります。

そこで私は、この都市公園と指定されている公園を、質問するに当たって見てまいりました。

そこで、柱本公園であります。ここは「梅公園」と呼ばれていたのか、梅の木が三十本、枯死したのが一本、切り株が十本、そして土台として使っていた大きな石が三個ぐらい、だれかが持ってトンネルみたいなどころに運んであります。本当にひどい公園だと思ったわけであり。今回、整備されるということであり。町の六次総合計画では、五十五年の人口がその当時一万三千百六十五人、六十五歳以上が九百三十人、わずか七％を占めていたわけです。そのうちに毎年のように北方町は人口がふえてきました。平成十九年には一万七千八百四十五人、そして高齢者は二千九百六十二人になり、一六％です。この間に、何と二千三十二人高齢者がふえていたということになります。そして関ヶ原線から南の方はアパートなどが大変多くて、まだまだ子供たちの遊び場は必要だと思っております。しかし、高齢者も存在す

るわけですから、併存する形でシニア用の遊具をぜひ設置していただきたいと思えます。公園にお散歩に行く方もたくさんいらっしゃるわけですが、公園に行けば子供たちと接することができる。また、散歩もそうですが、体の運動などでもできるということで、これは高齢者を生き生きさせて、引きこもりの対策になるのではないかと思っています。今、全国のあちこちで高齢者向きの遊具を設置している自治体があります。ぜひ設置をしていただきたい。設置をすれば、こういう道具はこういうふうに使うんだという話みたいなのもぜひ進めていただきたいと思えます。お願いをいたします。

一、参事兼都市環境農政課長 今、日比議員の御質問の、柱本公園のシニア用の健康遊具の設置という御要望でございます。

北方町は、御承知のように土地区画整理事業が頻繁に行われまして、区画整理の中で三%の公園と緑地を確保せよというのが事業の義務づけでございます。それらの中で、北方町内には議員御指摘のように十八カ所の都市公園、それから児童公園等がございます。それにつきましては、当然地域の皆様の緑の憩いの場として御利用をいただいておりますけど、今回、当初予算に計上しております柱本公園につきましては、御指摘のように大変木が立ち枯れの状況でもありますし、施設・遊具等も大分傷んでおるといふことでございます。それと、あの地域の特色として、住宅が大変建ち並びまして、低学年児童とか幼児をお連れになった親子連れの方の利用が大変多い公園というのがあそここの公園の特色であろうかと思っております。そういう公園でございますけど、今言われたような形で、梅の木を配置しまして、「梅の木公園」という冠をつけながらやっておるわけですけど、これらを改善するという事で予算を計上させていただきました。

目的としましては、公園遊具の改修、それから緑の保全ということとで復元をしていきたいなと思っております。

公園の整備の計画では以上でございますが、御指摘のシニア向けの健康遊具につきましては、この目的は、中高年の方の簡単な、例えば背伸ばしとか屈伸、それからぶら下がり、こういうものを目的としたものだそうでございます。北方町の中には、前も議員から御提案がありましたので、加茂の二号公園、消防署の西側ですね。あそこに一台設置をしました。物はこんなようなものがございます。ここに乘っていただいて、背伸びしていただくという簡単なものがございますけど、現実問題としまして、御利用が大変少ないわけがございます。せっかくの目的でございますので、使用方法とか、そういうものを簡単に紹介するような立て看板等を設置して利用を図っていききたいということを考えております。

これらの現状でございますので、それらの地域の御要望等があれば積極的に検討していきたいということで、他の公園も含めまして、今後の検討課題としていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一、九番 日比玲子君 今、課長から答弁をいただきましたが、百二十周年公園に一つだけ背を伸ばす遊具があるんですが、一体これは何ぞやと思っただけ見ただけですが、今後、使い方というのを書いてくださるといふことで、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思えます。

そして、柱本の公園に関連して、北方町では三十年以上たっている公園が七つぐらいあるわけですね。全部土地区画整理をして、そしてさっき言われた緑と公園の用地を確保してずっとつくってきたのが、もう三十年もたっておれば、三十年に一回ぐらいは見直しをするということですので、北方はまだまだ高齢化率

が小さいとはいえ、いずれは年をとってきますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。もしあったらお願いします。

一、参事兼都市環境農政課長 ありがとうございます。

先日作成しました第六次総合計画の中でも、公園緑地の整備というところで、主な事業の中に地域住民参加の公園管理をしていきたいというのを提案させていただきましたので、これらの運営方法も含めまして、地域の方と御相談をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

二、九番 日比玲子君 ありがとうございます。

では最後になりますが、北方中学校の女子テニスコートの整備拡充について、これは教育長にお尋ねをいたしたいと思えます。

北方中学校の話では、陸上、バスケット、バレーボール、剣道、柔道、卓球、ソフトボール、テニスなど十二部——男子とか女子とかあるということでありました。一年生は全員どれかの部活に所属をし、二年、三年生は希望加入だということでありました。今在校している六百二十四人のうち、三十人が未加入で、大部分の生徒が部活で活動をしているのであります。北方中学校の女子のテニスコートは借地で、わずか千四十三・九三平米あります。一面しかとれずに、本当の正式のコートとしてはちょっと足りないということ、だめだそうであります。部員は四十名近く、女子の部員がいます。コートは一面しかないために、練習といっても、先生の投げる球をラケットで打ち返す、球拾いをしたりしてあります。これは私が見た現状であります、これだけでは十分な練習は保障できないと思います。

そこで、加茂町のテニスコートがあるわけですが、ここもクラブがなくなって、ほとんど使用されていなくて、今は草がぼうば

う生えている状態ですが、中学校の先生に、加茂町のコートに行つて——自転車で乗っていかないと大変ですが——練習したかどうかということも話をしたわけですが、今はそのままの状態です。そして、この二つのコートも、つくった状態のままで、い土を入れてくれるとクッションがあつて打ち返したりができるようであります、この土そのものも、つくった状態のままで放置をされてきているということ、非常に土がかたいということであり、いろいろ難点があるようであります。近隣の糸貫中学校や穂積中などのテニスコートを見ても本場にすばらしいコートがあつて、部活を十分楽しみ、練習をする風景が見られたわけですが、私はこうした狭いところに四十人近くの女子生徒がテニスをやっている姿を見て、何とかならないのかなという思いをしているわけでありますが、本場にわずかな時間であっても、授業とは違って、子供たちが本当に楽しく部活をするためには、やっぱり設備を充実させることがとても大事ではないかと思つていますので、現状では加茂町のテニスコートとか、あるいは町民プールの跡地利用も話が出ましたが、こういったものもありますので、早急にこのテニスコートの改善なり、あるいは跡地の利用などを考えていただきたいと思つていますが、まず教育長に質問をいたします。

一、教育長 御心配をおかけしております。今、日比議員は、環境は人を育てる」という言葉を使われましたが、そのとおりだと私も思っております。できる限り環境整備を進めるのが教育委員会の役目であろうと、こういうふうに通つております。

中学校のテニスコートは、敷地面積の関係上、現在正規のコートが二面と、正規に満たないコートが二面の二面から成っております。このコートを使用する部活動の生徒は、四十名とおっしゃ

いましたが、私の方の調べでは三十三名となっておりますけれども、三十三名おりまして、間もなく中体連の夏季大会が始まりますから、三年生は九名おりますが、この九名の子供たちが正規のコートを使って試合に対応できるように練習しております。二年生は十二名おりまして、この子供たちが規格に満たない方のコートを使ったりしております。一年生は十二名おりますが、中学校の本グラウンドの方で練習をしている、こういう状況であります。

この敷地をどんなに工夫してみても、私は正規のコートが二面あるといいと思っておるんですね。これが理想だろうと思っております、三十三名であれば。どんなに工夫してもこの敷地では二面とれない、そういう状況がございますので、先生方や子供たちが話し合いをしながら、ローテーションしながら工夫をして使っている。私は、足りないところをどう工夫しながら子供たちが補っていくのかというのも教育の一環だろうというふうに思っておりますから、何でもかんでも満たしてしまえばいいというものでもない。そういうハングリー精神の中で子供たちが工夫を凝らすのかというのも、私は人間関係を豊かにしていく一つの工夫ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、理想は二面なんです、じゃあほかに場所はどこがあるのかというと、学校の近くにそうした敷地が残っておりますので、今、中学校の方には我慢をもらっていると、その中でやりくりをもらっているというのが現状でございます。

ただ、第六次総の中で、スポーツエリアの検討ということを含めております。その中で、テニスコートも含めまして検討しているというふうを考えておりますので、しばらくお待ちを願え

ば、また一つの青写真を示していこうと、このように考えております。以上です。

一、九番 日比玲子君 今、教育長に答弁をいただきましたが、将来的にはつくってあげたいという意向で、六次総、あれは終末処理場の上部利用の問題はずうっと以前から議会でも問題になってきて、いまだに跡地利用については話がないわけでありますが、やっぱり子供たちは成長していくわけですから、何とかならないかなという思いはします。

それで、フェンスが物すごく高いですよ。おりの中にあるような感じを私は受けるんですけれども、それで土をかえてあげるとクッションがすごく違うんじゃないかなあ。お金がかかると思いますが、せめて土ぐらいかえてあげたらどうかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

一、教育長 申しわけありません。先ほどお答えを忘れてしまいました。土の入れかえにつきましては、中学校の学校管理費の原材料費というのを組んでおります。この原材料費の執行につきましては学校裁量で行っておりますから、必要に応じて学校の方で使っていたければ結構だというふうに思っております。私どもとしましては、必要な諸経費については予算化しておりますので、御理解をいただけたらありがたいと思います。以上です。

一、九番 日比玲子君 そうしますと、原材料費で中学校予算が組んであるということですが、その辺は学校長は知っていますか。

一、教育長 当然予算化の段階で事務の方には伝えてございますから、校長の方に伝わっていると思えますが、もしそういう理解が十分でなければ、こちらの方からまたアドバイスをしようと思っております。

一、九番 日比玲子君 どうもありがとうございます。よろしくお願ひしまして、終わります。

一、議長 暫時休憩いたします。

午前 十時五十三分 休憩

午前十一時 一分 再開

一、議長 では再開いたします。

休憩前に続きまして、一般質問をいたします。

次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 おはようございます。

あじさいロードも十年以上になると思いますが、年月を経て徐々に花もたくさんつくようになりまして、毎日目を和ませておってくれます。温暖化が進む中で、毎年咲かせるために多くの手を入れておっていただけることに感謝しながら、一般質問をさせていただきます。

今や日本は二人に一人ががんになり、三人に一人ががんで亡くなる時代と言われております。この数字は、世界一のがん大国だということに驚きでございませう。現実、私の身内、知人、地域で多くの人たちががんと闘っている、また亡くなったという状況が現状でございませう。家族の一人に病人がありますと、本人は治療と闘い、また家族も不安と看護、そして高額な医療費が続き、家族の環境は一転してしまい、大変な状況となってしまひます。暗い話ではありますが、現実であります。こんな状況は変えていかなければならない、ストップしなければならぬ。そのためには早期発見が最も重要となります。

検診を受けて、早期発見・治療すれば完治するがんが四つあります。胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんであり、先進国では八割から九割の女性が検診を受けていますが、日本は二割から三

割であります。がん検診は受けないと損というのが世界の常識であり、これを日本の常識にするため、がん対策基本法が二〇〇六年に制定されております。しかし、まだ課題が多く残っていて、今、子宮頸がんが急増しており、年間二千四百人以上が亡くなっており、原因はウイルスで、感染を予防するワクチンも開発されて、世界百カ国以上で承認されておりますが、まだ日本では承認されていないというのも状況でございませう。一日も早い承認を望む者の一人でございます。

筑波大学の吉川裕之教授は、日本でがんがふえているのは、他の疾患を制圧した結果、長寿になり、がん死亡率が増加したということがあるのも一つの原因だそうす。ただ、女性のがんについては、乳がん、子宮頸がん、あるいは卵巣がんは若い人に起こりやすく、十五歳から五十五歳までで乳がん、子宮頸がん、子宮体がん、そして卵巣がんが、がん全体の六〇%ぐらいを占めていて、仕事をし、子育てをしている女性の生命を脅かすという意味で注意すべきがんであるのに、そうした視点でこれまで予防の重要性が言われてこなかった。この女性のがんは比較的助かりやすく、生存率も比較的よいのですが、子宮がん、卵巣がんでは生殖機能が失われたり、乳がんでは乳房の切除が行われる場合があります。それで、生命が助かったからといって、決して女性にとつて影響が小さいとは言えなく、その意味において、予防・早期発見は非常に重要と言われております。

昨年、私も支持者の皆様と検診の推進、そして理解を求めて署名運動を展開してきました。そして検診負担を三六%引き下げていただき、マンモグラフィ検査の個人負担を従来千五百七十五円から千円で検診できることとなり、このことも手伝ってか、乳がん検診は、十九年度六百十七人が二十年度では六百八十六人で、

プラス六十九人。そのうちマンモグラフィ併用は、五百十四人が六百一人、プラス八十七人と多くなったことをお聞きし、推進してよかったと実感したところでございます。

国も、女性の命を守るための取り組みとして、二〇〇九年度補正予算の成立を受け、女性特有のがん検診推進事業がスタートいたします。今後、各市区町村ごとに準備が進められ、対象者に検診手帳とともに子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券が配付されるとなっております。横浜市では、六月議会で補正を組まれまして十月一日より開始し、四月一日から九月三十日の間に受診した人についても負担した全額を支払われるとされています。また安八町では、十九日に全国に先駆けて、検診に利用できる無料クーポン券を対象者あて既に発送されたと新聞で知りました。そこで、北方町の乳がん検診、子宮頸がん検診の無料クーポン券配付の実施計画を一つ目にお聞きいたします。

二つ目には、クーポン券の配付対象については、昨年四月二日からことし四月一日までの間に、二十歳、二十五歳、三十歳、三十五歳、四十歳になった人、乳がんは同時期に四十歳、四十五歳、五十歳、六十歳になった人となっておりますが、北方町では対象者となる女性は何人になりますか、よろしく願います。

また、三つ目には、北方町では一部がん検診等は集団検診を行っております。会社を休んでまで受けられない人たちのため、休日・早朝・夜間の検診実施はできないものでしょうか、伺います。四つ目に、乳がんだけが自分で見つけることができます。それは、自分で触れてしこりをチェックすることができますのです。乳がん予防アドバイスとして、毎月一回は自己検診、年に一回の検診とありますように、触診できるのでございます。しこりの中にはがんでないものもあり、どんな触診ががんなのかわかりません。

乳がん触診モデルといって、乳房を模型としたものがあり、触れてしこりの感触を体験できるものがあります。いつでも体験していただき、自己検診の参考となる触診モデルの購入をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

以上、四点の質問ですが、よろしくお願い申し上げます。一回目の質問を終わります。

一、町長 それでは、福井議員に対する乳がんを中心とした四点の御質問に順次お答えをさせていただきますと思います。

御承知のように、このたび行われます女性特有のがん検診推進事業というのは、補正予算で国が実施をするものでございますが、今年度限りの措置のようございまして、非常にこれを受けます地方の自治体としては、それはそれでありがたいことでもありますけれども、今後の課題が宿題として残されることになるのではないかとこのように思っておりますのでございます。

子宮頸がん検診につきましては、早急に実施をしたいところでございますが、ただ、事務的な準備期間も考慮させていただきます、この九月ごろから六カ月間かかって実施するような計画を今整えようといたしておりますのでございます。

一方、乳がんの検診につきましては、委託医療機関が私どもの町は揖斐厚生病院、ここにお願いをいたしておるわけでございまして、期間は従来十月から一月にかけて、御承知のとおり九回実施をさせていただいておりますが、受診者が増加するものと思われまますので、さらに二月に、今回を機会として二回追加をすることができるように、今、揖斐厚生病院に申し入れをさせていただいております。

対象になる人数はどのくらいかというお話でございまして、まず乳がん検診の対象者は四十歳から六十歳までで、五歳ごとに受

診をすることになるわけでございまして、その対象人数といま
すのは六百四十三人になるといふうに報告を受けております。
また、子宮頸がん検診につきましては、これは二十歳から四十歳
までで、やはり五歳ごとの受診対象となるわけでございますが、
この人数は六百九十四人でございまして、両方合わせますと千三
百三十七人がその対象人数になるといふことで御理解をいただき
たいと思います。

それから、休日・早朝・夜間の検診ができないかという御指摘
でございます。

乳がん検診の時間延長につきましては、病院側の対応もありま
すので、基本的には非常に難しいことだと思っております。ただ
し、午前の検診のうち数回を午後に戻すなど、技術的なことでご
ざいますが、いたしまして、現行九時から十五時までの時間を十
四時から十九時までで時間延長できないだろうかというところで、
これも当該の医院、北方には三つあるんですか、産婦人科に今申
し入れをいたして、打ち合わせをしておる段階でございまして。た
だ、休日につきましては、病院側もいろいろ御事情がございま
すので、とにかく議員も御指摘のように受診率が非常に低いわけ
でございます。とりわけ北方町は低いわけでございましてけれども、
やはり住民の意識を自分の健康は自分で守るといふ基本的な意識
に変えていただきますと、なかなか受診率を向上させることが
できない。仮に夜間なり日曜なりの診療を可能といたしましても、
この基本的なことを認識いただきませんと、受診率の向上には直
接結びつかないのではないかと。個人的な考えでおしかりをいた
だくかもしれないけれども、そういう考え方に立ってぜひこの
受診はお願いをしたい。自分が行けないから日曜日にやれとか、
土曜日の午後やれとかということではなしに、やっぱり命にかか

わる問題でございますので、御都合をつけて、ぜひ受診をお願い
したいというふうに思っておるところでございます。

かねがね申し上げておるわけでございますけれども、自分で努
力をしないで、何でも行政に便宜を図れというのは、私はいささ
か行き過ぎた発想ではないかと。これは最近の国の政治もそうで
すけれども、人気取りが先行するものですから、どうしても大衆
迎合主義に陥ってきますね。このところの国会の政策を与野党
とも見ておりますと、私に言わせると極めて危険な状況の政策と
いうものがその場限りで提唱をされておるようございまして、
たびたびこの議場でも申し上げますが、ローマの衰亡史を見ます
と、典型的にあの国家が衰亡したのは、大衆迎合主義に最後は陥
って、パンを配ったり、あちこちに大衆浴場をつくったりいたし
ましたことによつて、あの国家というのは衰亡の一途をたどった
わけでございます。このところは原則は原則としてしっかりと
と身につけておく必要がある。私も行政としても、気に入らな
いことも時には率直に申し上げて、住民の皆さん方の御理解をい
ただく努力というものを払わなければならんのではないかとい
うことを昨今特に痛感しておるところでございます。ぜひ議員にお
かれまして、大勢の支持者や仲間の皆さん、同じような年代の
方が多いと思えますけれども、命にかかわる重要な問題でござい
ますから、その日の半日や一日は休んでも受けられるような、
そういう態勢をとっていただいで御協力をいただけたらありがた
いというふうな思っておるところでございます。

したがいますして、くどいようでございますが、現在のところ、
御指摘があります休日診療などにつきましては非常に難しい、行
政の努力だけではなかなか実現できない難しさを伴っておるとい
うことを、ぜひこの際御了解いただきたいと思っております。た

だ、幸いにして土曜日の午前中は、町内の産婦人科の病院は診察をしていただいておりますので、限られた時間かもしれないけれども、こういう時間などを有効に使っていただくようにお願いをしたいと思っております。ごさいます。

最後に、乳がんの触診モデルの購入についてでございます。これは、早期乳がん発見という自己診断の教育に有効的な機器だというふうに、実は内部の打ち合わせで、特に担当課長から強く教育を受けましたので、早速購入をして、少しでも皆さん方の早期のがんの発見に供することができたらというふうに思っております。ごさいます。この点については、早速御指摘のような方向に進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

私自身も本当に体験して、がんの予防ということに對しましては力を入れていかなきゃならないし、そしてまた周知徹底というのは必要だと思います。現実に今、映画がありまして、余命一ヶ月の花嫁」という、若い女性が乳がんにかかりまして、そしてしばらくほうっておいたがゆえに、検診に行ったときはもう手おくれで、あと一カ月の命ですよという映画だったんですけど、若い俳優さんたちを使つての映画だったので、これは実際のこと映画化したということで、若い人たちが多く見に行っている状況だそうですね。そういったことで、若い命を検診しないことによつて奪われ、そして結婚を控えている身でありながら命を奪われてしまうという実話の中で、若い女性が訴えて映画化になったということですね。本当に若い人たち、また私たちの年代もそうなんですけれど、周りにがん患者が出たとか、そして我が家に患者が出たという体験を踏まないとなかなか、だれのことやろうというような形で進むのが現実かもしれません。だけど、それをやはり

こういった無料クーポン券等々で、真剣に受診してもらえような形をとっていくのも政治の中の一つじゃないかなと。パフォーマンスでは絶対ないと、そういうふうには感じて、今回提案させていただきます。

いずれにしても、やはり命を守る、そして北方町の元氣というの、やはり名実ともに元氣な人たちが集まっているまちづくりというものが基本となることと思っております。そういったことで、私が一人よりも、ここにいるみんながお一人お一人声をかけながら推進していったら、そして予防ができればこんないいことはないということをお願いしていただければ、行政の方もありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

一、町長 余分なことをしゃべりましたので、ちょっと誤解を受けていただいておりますので、少し弁解をさせていただきます。政が積極的に取り組むということは、これは住民福祉のためにも大切なことだと思います。そして、やらなければいけない最低限の条件だと思っております。そして、それをやることによって、今度は今御指摘がありましたように、日曜日にやれとか、土曜日の午後もやれとか、祭日もやれとかというふうには議論が進展をいたしますと、こういう福祉政策というのはどこまでが行政が受け持つ分野なのかという議論になってくるのではないかと。今度無料でこういういい制度ができて、実行に移していただくわけでございますから、その与えられた時間内にぜひ大勢の皆さんに受けていただきたいということをお願い申し上げます。一ついろんな要求が実現すると、さらにそれ以上のものをどんどん求められるということ、政治の政策上どうかということをお願いいたします。

ったわけでございまして、今度の政策が特別大衆迎合主義だというふうに申し上げておるわけではございませんので、早急に取り組んで、大勢の皆さんに受診をしていただけるように努力させていただくことは申し上げるまでもないこととございますので、御理解をいただきたいと思います。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

一、 各町の方におりてくる場合に検討課題として入っていたものから、当町もこういった前向きな姿勢で時間延長等々をしていただけたら、二月にも検診日を設けると、そういった形で一歩前進した取り組みをなされるということで、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

一、議長 次に、鈴木浩之君。

一、一番 鈴木浩之君 それでは、議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、高屋西部地区における土地区画整理事業の進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

高屋西部地区の土地区画整理事業につきましては、平成二十年、前年九月の定例会におきまして、積極的に推進することとして町長の御答弁をいただき、また本年度から実施されております北方町第六次総合計画におきましても、事業の実現に向けて積極的に推進すると位置づけられております。また、本年度当初予算におきましても、関連委託料といたしまして一千二百万円が計上され、着実に事業着手に向けて進められておりますことは、関係地権者各位の熱い要望を受けとめていただきまして、大変感謝を申し上げます。次第でございます。

しかしながら、当該地区を取り巻く現状は、市街化区域、いわ

ゆる岐阜地区マスタープランへの編入が事業着手の前提条件であることは、町長はもちろんのこと、関係者の共通認識であります。認可まで残すところおおむね一年となつてまいりましたので、現在までの県・国との協議内容、進捗状況につきましてお尋ねをいたします。まず一点目の質問として、町長にお願いをしたいと思います。

一、町長 鈴木議員におかれては、大変、平素からこの高屋西部地区の区画整理事業の推進のためにお骨折りをいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

当該区画整理事業につきましては、さきに策定いたしました北方町の第六次総合計画におきましても、本町の重要な施策として位置づけさせていただいております。真剣に誠意を持って、事業の立ち上げのためにただいま全力で取り組んでおるところでございます。

議員からも御心配をいただいております市街化区域への編入協議につきましては、この事業の初めの一歩でありまして、まさに登竜門とも言ふべき作業でありますので、この認識に立って、今、都市環境農政課の皆さんを激励しながら、全力を挙げて取り組みをお願いいたしておるところでございます。

おかげさまで、前年度までに農林部局を初めとした県の関係部局との協議も調いまして、現在は県と国との事前協議を進めてい、その作業の最中だというふうに承知をいたしておるわけでございます。一方では、岐阜市を中心とした都市計画区域内の関係市町におきましても協議をいただいて、その調整が整ったというふうには私のもとには報告を受けておるわけでございます。進捗状況については、そんなところでございまして、今後のスケジュールは、この十二月を目途に、本町及び岐阜県の都市計画審議会へ

諮問をして、その答申を待つて市街化区域への編入作業へと進めてまいるといふスケジュールになっておるわけでございますので、どうぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

一、一番 鈴木浩之君 ありがとうございます。今の町長の御答弁で、十一月に諮問をして、調整をしていただけるといふことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、これに伴う本年度からの道路特定財源の一般財源化が具体的に示されておりまして、この土地区画整理事業の貴重な特定財源でありました地方道路整備臨時交付金制度が前年度をもって廃止となりました。当該土地区画整理事業を実施するに当たりまして、これにかわる新たな特定財源が当然必要になってくるわけでございますが、新交付金の配分基準というものがいまだ不明瞭ということもございまして、今後の事業推進に大きな影響を与えることが懸念されるところであります。

そこで、それらの財源確保についての見通し及び制度の概要というものについて、再度町長にお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一、町長 議員の御心配をいただいております財源問題でございますけれども、今、岐阜県の都市整備協会との間に本年度の業務委託契約を結ぶところでございます。これは議員も御承知のとおり、本年度の予算でお認めをいただいておりますけれども、いよいよその手続が終わりますと、国庫補助金を受けるための実施計画によって承認を得て、いよいよ組合設立の段階へと進むことになるわけでございます。

この申し上げました実施計画を作成するに当たって、お話がございましたように、これまでは国庫補助金で地方道路整備臨時交付金というものがあつたわけでございますけれども、これにかわ

って、地域活力創造交付金というものに新しい制度がすりかわつたわけでございまして、この交付金を財源として当組合の財政計画というものを立てることになるわけでありまして、地域活力創造交付金は、議員も御心配をいただいております従来の地方道路整備臨時交付金にかわるものではありませんけれども、実は現在の段階では、具体的な交付基準というものがまだ明確になっておりません。ですから、もちろんこの財源をいただくことは、重要な事業を推進するに当たっては条件の一つであるわけでありまして、これからは国、あるいは県とも詳細な協議を重ねて、組合事業の円滑な推進に取り組んで、この事業を大きく前進させるという作業に入っていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、非常に不透明なところがまだこの交付金についてはあるわけでございますから、十分当局とも打ち合わせ、相談をしながら、関係の都市環境農政課が全力を挙げてこれからも取り組んでいきますし、私もできることはすべて全力を傾注してこの事業の成功のために頑張つてまいりたいと、こういう考えでおるところでございますので、よろしくお願ひをいたします。

一、一番 鈴木浩之君 どうもありがとうございました。力強い御答弁をいただきました。今後よろしくお願ひしたいと思います。

私も、ちょうど今町長のお話の中に出ましたが、県の整備協会のお計らいで、去る七月二十二日でございましたが、愛知県の蟹江町の方へ区画整理の視察という形で、高屋の準備委員会の皆様と、それから環境農政の大平課長初め課長補佐というような形で一緒に参加をさせていただきました。またあの地域は、海抜ゼロメートル地帯というような当町とは違った環境ではございましたが、いい勉強をさせていただきました。いずれにいたしましても、

この事業については、いつも言わせていただきますが、本当に長いスパンがございまして、今後につきましても、今御答弁いただいたように、町といたしまして積極性といったものを維持していただきながら事業推進をしていただきますようお願い申し上げます。まして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 それでは、次に廣瀬和良君。

一、三番 廣瀬和良君 議長のお許しを得ましたので、最後の質問になりますけれども、二点ほどお伺いをしたいと思います。

一つは、新しいガイドラインに沿った学校評価について、その取り組みがどのようになっていくのかということ。それから二つ目には、平成二十一年度で三回目になりますけれども、全国学力テストの結果の公表がどのようになっているのか。この二点について教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思っています。

まず、学校評価の取り組みについてということで、学校評価については、昨年の二月、新しいガイドラインが文科省より示され、それを受けて北方町ではどのように取り組まれるのかと、こういうことを昨年の三月議会で質問いたしました。その際、教育長は、望ましい学校評価のあり方として、学校職員が一年間の取り組みを評価する一方、外部評価として保護者、地域の方々が評価をする。そして、その両者の評価の違いを分析して、説明・公表し、次年度に生かすという手法が一層学校運営、教育活動の活性化につながる。したがって、それぞれの学校と連絡をとりながら進めていこうと考えている」と、こういう答弁をいただいたわけでございます。

それまでされていた父兄のアンケート調査の集計による学校評価には、学校が立てた重点目標等がどれくらい達成できたかという評価項目がない。こういうことから、物足りなさを感じていた

者として、教育長の考える学校評価に大いに期待をし、どんな評価になるのかを楽しみにしていましたし、反面、学校職員が一年間の取り組みをみずから評価することへの職員からの抵抗はないのだろうか、こんな思いもございまして、学校のホームページに注目を見てまいりました。しかし、ホームページでの公表がない学校もございまして。そういうことから、詳細についてはわかりませんが、平成二十年度の学校評価の実施状況はどうなっているのか。また、実施方法は教育長の考えておられます学校職員による内部評価のほか、外部の人による外部評価の二本立てで行われてきたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

一、教育長 ガイドラインに沿った学校評価にかかわります現状についてお答えをいたします。

これは平成十八年の三月だったと思いますが、学校評価ガイドラインが示されまして、その内容というのは、学校が自律的、あるいは継続的に改善を図るために、保護者や地域、住民に対して説明責任を果たすためにも、十項目、これはあくまでも十項目は義務づけられておりませんが、その詳細が示されたところでございます。本町においては、幼稚園を含めまして、このガイドラインが示される以前から自主的に職員評価、つまり内部評価を進めてきたところでありますが、このガイドラインに沿って外部評価、これはPTAとか学校評議員とか有識者でございしますが、進めてきているところがございます。学校によっては年二回、前期・後期に分けて実施をしている学校もございまして。その結果につきましては、議員御指摘のように、今ホームページには載っておりません。私が調べてみたところによりますと、西小が載っている程度でございしますが、主に文書報告、あるいは

は学校通信掲載によりまず公表をしております、これは保護者向けに説明責任を果たしている、こういうことでございます。私といたしましては、広く地域の方々にも知っていただくためにはホームページに載せるべきであるという考えを持っておりますので、この点については、今それぞれの学校にホームページで起こしなさいというふうに指示をしているところでございますが、いずれにしましても、幼稚園を含めまして、それぞれの学校が評価をし、考察をし、そしてそれを次年度に生かすために活用しておりますことをお知らせいたします。以上でございます。

一、三番 廣瀬和良君 公表の方法として、ホームページでという話をされましたけれども、やっぱりそんな形にしていたかかないと、これからの学校での児童の教育、あるいは生徒の教育というのは、地元が絡んできますから、保護者だけに知らせればいいという話ではないんじゃないかなと、こんなふうに私なりに考えますので、そこら辺、今教育長がホームページで公表せよという話をされましたので、そこら辺の考え方で御指導願えたらなど、こんなふうに思っています。

それから、現物を見ていませんのでよくわかりませんが、内部評価というのは、私なりに、職員が自分で評価をするんだ、それから外部評価というのはPTAとか保護者とか、それから学識経験者、そんな方が入って、いわゆる職員のやられた評価についてその妥当性はどうかと、こんなことで評価をするものかどうかというふうに思っておりますけれども、そこら辺の考え方というのは、私の今言った考え方でよろしいんでしょうか、そこら辺をお伺いします。

一、教育長 ホームページにつきましてはお答えしたとおりでございますので、できるだけ早い段階で公表できるようにしようと考え

ております。

外部評価というのは、職員が行う評価とは全く別物でございます。職員が評価したのを点検するというのではなくて、職員は職員で評価いたしますが、外部の方々为学校をどのように見ておったのか、見ているのかということに対する評価でございますから、当然そこには食い違いが出てきます。したがって、PTA、あるいは学校評議員という学校にかわりが深い方々から始まって、学識経験者、有識者を含めまして、こちらの方はこちらの方独自で行って集計をしておりますので、当然差が出てくる。その差を埋め合わせていく考察を加えまして、それを次年度の教育に生かしていくと、こういうシステムをとっておりますので御理解ください。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 その認識が私の考えとちょっと違っておりました。私は、内部評価で職員が評価したものを、それがどのぐらい妥当性があるんだというのを外部評価という形で外部の人がやるんだという話で考えておりましたけれども、どうもそこら辺がちよっと教育長のお考えと違うようでございます。それはいろいろ方法としてはあるんでしょうから、それについてはとやかく言うべき話ではないのかもしれませんが。

それから、評価の項目については、まだ具体的に何も見ていませんので、二十年度にホームページで公表されるおつもりでしょうか。そういうことであれば、ホームページを見せていただいて、私なりにまた考え方があればお伺いをしたいと思います。そこら辺だけちよっとお聞かせください。

一、教育長 実はこれは教育委員会の方へも報告義務がございますから、私の手元の方にも届いております。項目は全部こういうふうに一覧になって出てきておまして、この項目については公にす

ることができませんので、いつでも閲覧できません。また機会があればお見せしようと思っております。ここに考察を加えまして、その考察を主にホームページでは載せていきたい、こういう手法をとっておりますので御理解ください。

なお、議員さんはひょっとすると勘違いをされてみえるんじゃないかと思えますけれども、教育委員会評価というのが入ってまいりました。教育委員会評価というのは、実は評価委員という外部の方々、教育委員会が評価した妥当性を審議してくださいます。これと混同しないように、あくまでも学校評価というのは職員評価と外部評価、独自で行っておる。それから教育委員会を評価する場合には、私も教育委員会の内部の職員が行った評価を、第三者である評価委員、これは外部の方ですが、この方々に点検していただくという手法をとっておりますので、混同のないようお願いしたいと思っております。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 そういうことで、わかりました。了解しました。

それから、学力テストの結果の公表についてということ、ちよっとお伺いしたいなあというのがございます。

全国学力テストは、学力が低下しているのではないか、こういう文科省なりのお考えがあったんでしょう。全国の小学校六年生、それから中学校三年生を対象に、二〇〇七年度から実施をされてきたと、こんなふうに理解をしております。

そんな中で、競争原理の導入になるとの理由で、全国の国公立で唯一参加を見送ってきた犬山市、これについても、参加を容認する教育委員会が多数となったんでしょう、二〇〇九年度から参加することになり、すべての全国の国公立小・中学校が参加をすることになりました。

このように、学力テストの実施につきましては、一部には義務教育の段階で学力格差を広げるとして反対意見もございませけれども、組織として妨害、あるいはボイコット、そんなことはなかったということで理解をしております、この制度そのものについては定着してきたのかなと、こんなふうに私なりに判断しているところでございます。

したがって、今後の課題としては、二百二十万人の参加を見ている、そういう児童・生徒の参加で集められた貴重な資料をいかに有効に活用するのか。あるいはテストの情報をどのように活用するのが大変重要なことだというふうに思っております。結果の公表を求める動きというのも、実はホームページあたりで見えますと随分大きくなってきているなど、こんなふうに私なりに思っているところでございます。

公表例として、橋下大阪府知事は、府の平均が二年連続で全国平均を下回ったことを受け、公表されないから市町村教育委員会が甘えているとして、市町村教育委員会に対して公表を要請した。いろいろその中のやりとりはあったんでしょうけれども、結果として、情報公開を請求していた市民グループに対して、一部の市町村を除き市町村別正答率を公開した、こんな事例もございませし、それから墨田区立の緑小学校、宇都宮市立の清原南小学校、あるいは清原中学校では学校の正答率を公表した。あるいは秋田県では県下の市町村別平均正答率、上尾市では市内の小・中学校の設問別平均正答率を公表した。それから鳥取県では、情報公開条例を改正して、開示請求があれば、市町村別、学校別の成績を開示することにしましたけれども、教育委員会がこれを拒否。しかし、二十一年度分から実施をすると、こんな決定をされている。それから大分県の教育委員会では、積極的に情報公開をし、地域

ぐるみで学力の向上を図ってほしい、こういう考え方から、県内十八市町村教育長に対して市町村別の小・中学校の平均正答率の公表を要請した。

このように、結果を公表する自治体は出てきておりますけれども、文科省が学校の序列化を招く、あるいは競争の激化を招く、こういう理由から、市町村教育委員会がみずから自分のまちの結果を公表することは認めるけれども、県の教育委員会が管内の市町村別結果を一律公表することは認めない、こういう公表に慎重な姿勢をとっている。このことが現在の全国的な公表ということにはつながっていないのではないかなと、こんなふうに思っています。

そこでお尋ねをしたいと思えますけれども、テスト結果の公表について、岐阜県及び北方町ではどんな考え方でこの学力テストの公表についてお考えなのかというのが一つ。

それから、情報公開法というのがございますけれども、それに基づく申請というのは、何かいろんなところで出てきているようなこともちょっとお聞きしたような覚えがございますけれども、岐阜県にはそういうものが出されているのかどうかということをお聞かせ願えたらありがたいな、こんなふうに思っています。

一、教育長 議員御指摘のように、全国の中の一部の自治体では、一般市民から情報公開請求がなされております。その中身というのは、市町村別の平均点を示せと、それから二つ目は学校別に平均点を示せとということでございますね。すべてと申しますと、現在は十四の県で請求がなされておりますし、四つの市でなされているというのが全国的な動きでございます。学力テストが定着したというふうには私は思っておりませんが、非常にこの学力テストが教育界を揺るがす問題を含んでいるというふうには私は理解を

しております。

まず一点目、北方町として公開する、あるいは県としてどうなのかということでございますが、基本的に申しまして、県内の市町村のすべての自治体も公開はしないという前提に立っております。それは、公開されますと、県下の小・中学校、全部で五百六十校ほどございますが、この序列が全部明らかになります。つまり、平均点の一番高い学校から一番低かった学校まで五百六十校、小・中別にずらっと一列に並ぶんですね。このことが序列化を進めること、あるいはそのことによって起きる教育的なマイナス面を考えたときに、果たしてそれがどうなのかということ、これは非公開にすべきであるというのが基本的な立場でございます。

あわせてまして、文科省がこの全国学力・学習状況調査を行うときには、そういう平均点を公開しないという前提に立っております。私もかつて日比議員の御質問に、これは平成十八年の六月議会、それから同じく平成十八年十二月議会にも、公開しませんと、こういうことについて明言をしたとおりでございます。

いずれにしても、序列がはっきりするだけでなく、今度のは、北方町一つを例にとってみても、たとえ市町村別に公開したとしても、北方中学校は二校でございますから、この北方中学校がどこに位置するかということもわかってしまうと。そういうことを行いますと、学力テストそのもの自体が、学力の一部の検査であるにもかかわらず、それがすべてであるかのようにひとり歩きしてしまうところに危険性がある。こういうことで公開しないというのが文科省の基本的な考えでありますし、私どもの基本的な考えであります。

したがいまして、今回北方町はどうかということになりますと、結論から申しますと公開をしないと。ただし、最低限の説明責任

を果たさなければなりませんので、これも十九年の議会で答弁をしたとおりでございますが、北方町においては平均点を上回っておりますよと、こういうお話を申し上げたところでございます。

なお、この活用につきましては、それぞれの学校が分析をいたしまして、職員の評価、それから外部評価とあわせて、どこに力点をかけたらよいかというこの北方町全体の申し合わせ事項をつくっておりますので、それについてそれぞれの学校で取り組みでもらっているところでございます。

二点目の内容は、ちょっと聞き漏らしましたんですが、公開請求がなされておるかどうかということですね。

一、三番 廣瀬和良君 一番初めにそれはお聞きしました。十四県四市で公開請求が出ているという話は。

一、教育長 岐阜県もその十四県の中に入っておりますので御理解ください。以上でございます。

一、三番 廣瀬和良君 公開はしないよということでございましたけれども、私の考えとちょっと違うんで、ちょっと考え方もお聞きかせただきたいなと思います。

新しい教育基本法というのをちょっと見てみました。これは目標達成型の法律に改められて、行政は教育水準の維持・向上に責任を果たすことが義務づけられており、さらに学校・家庭・地域住民が役割と責任を自覚して連携すること、こういうことになっておるわけでございます。学校・家庭・地域住民、これが連携をするためには、あらゆる情報を出さないといかん。それはいい悪いは別にして、とにかく行政の持つ情報と住民の持つ情報というのは同じにおかないと、連携なんかありっこないんじゃないかなと、こんなふうに私は思っている。そこは教育長とちょっと考えが違うかなというふうに思いましたけれども、そんなふうに

思っておるわけでございます。信頼とか、あるいは連携というのは、包み隠さない、ガラス張りの中から生まれてくるんだろうというふうにも思っております。そういう面からいって、北方町の結果の公表、こういうものは行政だけが握るんじゃないに、やっぱりそういう面で見れば、住民全体がそれをする必要があるのではないかなと、こんなふうに一つ思います。

それから、政府の規制改革会議、こんなふうにホームページに載っていましたが、規制改革会議が行った調査では、結果の公表に対する住民と教育委員会の意識というのを調査しております。その中で、保護者の六七・三%が公表すべきだ。それはやっぱり学校選択の基本情報、これはやっていかんという話をおっしゃるんだらうと思えますけれども、保護者の方は学校選択の基本情報だから、それは公表してくれという意見があります。それから学力の向上というのは学校の責務だ、それから競争なくして向上心がわかない、今まで公表しなかったのはおかしい、こんな意見が、結果として保護者の六七・三%は公表せいと、こういう話に調査ではなっています。それに比べて教育委員会はどうだというふうに見てみますと、都道府県、あるいは政令指定都市、いわゆる大きな市とか都道府県については、六五・一%が公表しない、文科省の考え方と同じだと思えます。それが市町村教育委員会になると、八六・七%、これもだめだよという話です。

このように、教育委員会と保護者の間の認識というのは全く正反対。もしこういう状況の中で公表しないということになれば、それはやっぱり保護者を説得する責任というのが教育委員会にあるんじゃないかなというふうに私なりに思います。相手の理解が全く正反対の理解であって、これを押し進めるといえるのはどうか。これは先ほどの住民との連携とか、そういうことから考え

てみますと、そこら辺は理解を得る努力が必要じゃないか。そこはやっぱり教育委員会がやらないといけないのではないか。ある程度住民の理解を得た上で公表しないよという形に持っていくのがいわゆる開かれた学校とか、住民本位の北方町のまちづくり、そういうことからいって、それが本筋じゃないのかなと、こんなふうに思っておるわけでございます。そこら辺の考え方、どんなふうにお考えでしょうか。

一、教育長 二点あったと思いますが、まず一点目は、あらゆる情報を共有する必要があるのではないかと、この御質問に対する回答でございます。

あらゆる情報というものをどういうふうに考えるか、これは、得たすべてのものを示すことではないというふうに思っております。親が理解をするに必要な情報だというふうに理解をしております。親が理解するのは、数値を示すことが親にとってどういう意味合いを持つ情報になるんでしょうかね。親が理解できる情報を示すことが、私どもにとっては求められていることであるというふうに思っております。先ほど申しましたように、数値がすべてではないでございます。そのあたりを十分理解していただくためには、二点目との関係が出てまいりますけれども、やはり私どもは、一人ひとりの子供たちの教育に資するための情報、理解をしていただける情報を示していくという枠の中では、議員がおっしゃることはそのとおりだというふうに思っております。

二点目は、こういうことによって学校の選択性等いろいろ起きてまいりますね。そういうことが起きないようにするのが私どもの責務でございますから、教育委員会と学校と連携をとりまして、親さん方に、こういう結果につきましてはこれだけのことを皆さん方にお知らせしますよと、こういうものをつくりまして理解を

得ていくこと、それがコンセンサスを得ていく一番の基本になりますから、議員さんの御指摘のとおり、教育委員会としてもこれを示していくときにどうあったらいいかということにつきまして、もう一度学校と十分話し合ひまして、親さんに納得のいくような教育委員会としての働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 最後の一つだけ。私、県別の四科目、小・中学校のあれはどこが出しているのか、文科省の外郭団体が公表しているのかもしれないけど、それを見て並べかえてみた。こんなやつが出てくるんで、これは自分でつくった資料です。県別に文部科学省が、岐阜県は国語のA、国語のB、数学のA、数学のB、そういうやつを一つ一つ並べていますので、全部開かないと出てこない。一遍には出てこないけれども、そういうやつを拾っていくと出てくるんです。そうだけど、これを見まして私が思ったのは、岐阜県の成績がどうであったにしても、保護者が一番知りたいのは北方町の情報じゃないかなという感じがするんですよ。例えば岐阜県の中学校というのは、めっちゃめっちゃいいですよ、全国で。例えば私が拾った資料では、国語、それから数学とも大体上位一けたに入っています。そういう面で見れば、岐阜県全体としては非常にいいけれども、ただ自分の市町がどういう状況であるかというのはやっぱり知りたいんじゃないかなという感じが盛んにする。そういう面では、もう一つの段階まで、どんな形になるか知りませんが、やっぱり必要じゃないのかなという感じがしています。その辺。

一、教育長 時間が来ておりますけれども、ここに親向けに用意しております。これは出してありますけれども、北方の基本的なスタンスを示した文章を、それぞれの学校経由で学校でアレンジし

て流してもらおうには十八年度に措置しております。

それから、一つだけ議員さんにお願いがございしますが、点数を示すということが親にとってどういう意味合いを持つかということとを私どもは慎重に考えております。したがって、その結果、数値は示さないということにしております。この数値のひとり歩きが学力のすべてであるかのようにとらえられる親さんが多い、そのことが学校選別につながるということを心配するからであります。したがって、数値は示さない。けれども、結果がどうであったかということについては、理解を得るように分析をし、それぞれの学校が示しておりますので、御理解をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 終わります。

一、議長 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩をとりたいと思います。午後は一時半からです。

午後〇時 五分 休憩

午後一時三十一分 再開

一、議長 それでは再開をいたします。

日程第三 議案第三十号について

一、議長 日程第三、議案第三十号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

戸部君。

一、七番 戸部哲哉君 一点だけ、ちょっと町長の考えをお聞きしておきたいと思うんですが、週四十時間を一日十五分短縮して三十八時間四十五分という、これは公務員法で定められた法律に基づ

いて短縮されるわけなんです。一日十五分短縮されたことよって、要するに給料はそのまま据え置きということは、単純に計算すると、給料が十五分上がるという考え方ができると思うわけなんです。これ、ちょっとさっき計算をしてみたんですけれども、時間給千円の人ですと、一時間千三十二円になる。時間給千円というのと、この役所で言うとお卒の初任給ぐらいの給料になるかと思うんですけれども、それはそれで公務員法で定められたことと、時間の短縮はよろしいんですけれども、私が今ちょっとお聞きしたいと思うのは、いわゆるこの残業手当というのが、この時間給に対して百分の百二十五、それから八時以降は百分の百五十というふうになり、この時間給を基準にして残業代が支給されるということになるかと思えます。今の賃金の方は人事院勧告の慣例に従っていくと。この間のボーナスの引き下げも人事院勧告に従って引き下げたということでございますけれども、この人事院勧告の方に関しては、参考にすることはあっても、必ずしも従わなくてはならないというものではないと思います。

それで、町長のお考えとして、この部分について、実質にはボーナスは今の時勢、不況ですから引き下げると。現実には時間の短縮によって実質の賃金は上がるわけなんですけれども、その部分について矛盾がかなりあるのではなからうかと。今の話、千円が千三十二円になるということは、一般企業といいますが、パートさんなんかで一年の昇給というのは、五十円も三十円も上がっていかないわけなんです。せいぜい十円とか二十円とか、そういう細かい単位で時給というのは上がっていくわけなんです。そこら辺が私としては、この部分まで従って改正をしなければいけないのかなあとという矛盾点を感じております。町長さん、ちょっとその点についてお考えを聞かせてください。

一、町長 今の御指摘を含めて、こういう問題はいろんな議論があると思うんです。ただ、最大公約数は、人事院勧告というのは、賃金の実態も勤務時間の実態も、民間の何社か、規模も含めての統計をとって、その平均が国家公務員と比較をしたときにどうなるか、こういう基準で勧告というのはなされるもんだというふうにか、承知しております。したがって、その基準で出された勧告でございますので、議員がおっしゃるようなことになるのかどうかというのには、ちょっと深く計算も考えてもおりませんので、恐縮でございますけれども、いわゆる人勧というのは、申し上げましたように、いろんな総合的な民間の資料を含めて、公務員の労働条件、賃金その他がそれに均衡を欠いておるかどうかというところで勧告がなされるものでございますから、特別御心配をいただくほど突出をした結果にはならないんじゃないかと、こういうふうに思っております。でございます。

一、七番 戸部哲哉君 金額としては微々たるものであることは間違いないんですけども、いわゆる残業手当というのは一年間通した中で予算化されておるわけなんです。それはもちろん今までの実績とか予測の範囲ではありますけれども、その残業手当の予算取りの計算式というのは当然ずれてくるわけですね。あくまでも幾らに対して幾ら使うというものではないんですけども、幾らの予算を取っておけばある程度年間の残業代は賄えるんであるうという、その予測の範囲の中の数字で予算取りをしているのが間違いないことなんですけれども、ただその計算式の中で、どうしてもその部分、一人当たりの時間給、平均、この部分が上がっていく分に関しては、僕は広域も同じことを言ったんですけれども、年間の残業代が上がらないように、その部分はしっかり今の課長さん方も、課長さんは残業手当がつかないわけなんですけれども、

ども、職員の時間が短縮されたから、その部分が残業に回ってしまわないようにぜひともお願いをしておかないかと、そういうことにならないように努めてきっちりしていただきたいと思うんです。勉強会の中でも少しお話しをしましたが、やはり残業代稼ぎの職員さんもお見えになるわけですので、その部分をしっかりと管理していただきたいと思っております。町長さんのお考えの中では、この部分は人事院勧告に従って給料も上がった部分の時間給でやられるということですね。

一、町長 事務的な処理の仕方としてはおっしゃるとおりでございます。ただ、残業代につきましては、かねてから私自身も各課長に対して、課長会議のときを通じて無駄な残業はしないように篤とお願いをしておりますし、今までの残業のあり方をしっかりと見直して、課長の方からしっかりと残業命令も出してくれと。残業命令簿もしっかり整えて、残業のあり方の管理も十分にするようにということをおねがいがねお願いしておるところでございます。したがって、今議員がおっしゃるような、ちょっと言葉は適当ではありませんが、残業代稼ぎの残業をするということは、私が把握をしておる範囲内ではないと思っておりますけれども、議員の皆さん方が毎日の業務を見ていただいておりますので、そういうような疑念を持たれるということはやっぱりいかんことでございますので、これからも課長を通じてしっかりと残業の管理はいたしておきたい、こういうふうな思っております。でございます。

一、六番 立川良一君 ちょっと総務課長にお願いをしておきたいと思っております。

人事院勧告を尊重するという気持ちは私も持っておりますけれども、一人十五分時間の短縮をすると、北方町の場合は一年間に六千六百時間という莫大な時間になる。その分の仕事が短縮され

る。六千六百時間、これは百三十二人という職員数で計算をする
と、十五分で千九百八十分、一日に。ということは、三十三時間。
勤務は約二百日とすると、六千六百時間分の仕事が短くなる。だ
から、ぜひ職員に、例えば過重な分担をかけたり、サービス残業
を強制したりすることがないように、より効率的に仕事を推し進
めていかれるように、ぜひお願いをしておきますので、総務課長
の所見をちょっと。

一、総務課長 先ほどの戸部議員の御質問、それからこの前の精読の
時間等、非常にその時間に対していろいろ御質問があったんです
が、実際問題、私、ちょっとずれてしましますが、先ほど戸部議
員が言われた、そういう時給稼ぎ云々ということが非常に気にな
ったもので、あれが終わった後に、全課の勤務時間外命令簿、私
全部確認しました。実を言うと、見てびっくりしたのは、非常に
職員はまじめであると。というのは、本当に三十分、四十分の時
間外をつけておる職員はだれ一人もおりませんでした。これ今見
ていただいても結構です。そのくらい、継続して例えば夜の八時
まで仕事があるというような職員についてはつけておったと思う
んですが、担当課の課長にも私確認しましたけど、冒頭町長が言
いましたとおり、やはり今こういう時代でございますので、時間
外については当然事前に課長に了解を得て、もしくは課長からの
命令に基づいてやるという、今そのスタンスは大分整えつつある
と思います。

今度、立川議員がおっしゃる一人当たりの時間、私一人当たり
の時間についてはちょっと計算はようしてなかったんですが、確
かに十五分の勤務時間が短くなるということは、私も若干計算し
てみたんですが、正確に言いますと年間二千八十時間であったも
のが、今度は千九百九十九・四時間になるわけです。これは一人

の時間ですね。それで、割り戻したりいろいろしてみたんですが、
確かに時給のアップになります。先ほどの例にもあったように、
わずかな金額だと思わんですが、できるだけ我々の立場として協
力できる体制をきちっと整えて、一人の人間に仕事が傾かないよ
うなことは考えていかないと思っておりますので、できるだけ
け適正に、住民サービスが滞ることのないように、一生懸命でき
るようにこれからまたやっていきたいと思っておりますので、よろしく
お願いします。

一、六番 立川良一君 時間は減りますけれども、仕事の量が減るわ
けではありませんので、考えられることは、より効率的・能率的
な仕事をしていかないとこなせなくなること、いわゆる六
千六百時間分がね、ぜひお願いをしておきます。

一、九番 日比玲子君 若干今までの質疑と関連があると思いますが、
結局時間が十五分減らされることによって、賃金のアップになる
と思いますが、これに関連して、正職員は確かにいいんですけども、
嘱託員であるとか時給の方に対しては、今は出ていないん
ですけど、今後どうされるのか。

それから、室戸町長が町長に就任をされて、多分窓口のことに
対しての町民要望だったか何か、箱に書いていたと思うんですね。
その中に、今聞きました土・日は窓口業務をやっていないという
ことで、日直体制をとられているんですけども、その土・日に
窓口を開いてほしいという要望は、その中にはあったのかなかつ
たのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

一、町長 窓口の接遇アンケートというのをやりました。つまり、非
常に私が就任した当初は、その対応がまずいというお話が住民の
中からございましたので、接遇アンケートをやりました。その後、
接遇の研修なんかもやってきておるわけでございますけれども、

ちよつとうる覚えで恐縮ですが、アンケートの中に土・日の窓口を開設してほしいという要望は、私の記憶にはありません。もちろんアンケートの内容が接遇態度を主にしたものでございますからでしょうか。そういうアンケート回答があった記憶はございません。むしろ私は、土・日の休みというのは、そういう意味では世間的に定着をしておるのではないかというふうに思っております。

一、総務課長 今改正は、議員御案内のとおり職員ということで、時給パートの方については、基本的には該当しないわけでございますが、こういう時代でございますので、やはり近隣市町の動向を見ながら、若干の調整というのも考えねばならないのではないかというふうに考えております。以上でございます。

（終結の声あり）

一、議長 それでは、討論省略の声がありますので、これより議案第三十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決すること御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第三十一号について

一、議長 日程第四、議案第三十一号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（質疑、討論省略、採決の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十一号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第三十二号について

一、議長 日程第五、議案第三十二号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（質疑、討論省略、採決の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第三十三号について

一、議長 日程第六、議案第三十三号 北方町道路線の認定についてを議題といたします。

（提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。）

（質疑、討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十三号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案の

とおり認定されました。

日程第七 議案第三十四号について

一、議長 日程第七 議案第三十四号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算（第二号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、四番 中村広一君 七ページの歳出で、民生費、社会福祉費の三人保健福祉費の高齢者いきいき住宅改善事業補助金ですが、あまり見ない政策ですが、これは北方町としては今後推進していくというか、奨励されていくのかをちょっとお尋ねしたいんですが、福祉健康課長 この高齢者いきいき住宅改善助成事業でございませけれども、これは県の方のメニュー事業でございまして、従来どおり行っていきいたいと思っております。

一、議長 そのほか質疑ございませんか。

（討論省略の声あり）

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第三十五号について

一、議長 日程第八、議案第三十五号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 精読のときにお聞きをしましたけれども、十三人分死亡した場合にこの還付金の話が出たわけですが、実際事務的な流れとして、町に死亡届を出して、年金は二月に一遍いただくわけですが、実際の事務的な流れはどういうふうになりますか。

一、住民保険課長 事務的な流れにつきましては、社会保険庁とは実際につながってなくて、住民課といたしましては、国保連合会とか、広域連合につながっておりますが、社会保険庁とはつながっていないために、こういう事例が起きることになっております。あくまでも死亡届につきましては、当然うちの方に出て、それから岐阜県の広域連合の方に通知はするわけですが、社会保険庁につきましては、個人がまた社会保険庁の方に申請するわけです、亡くなったということ。それによって確認するために、社会保険庁に連絡するのが一カ月、二カ月、本人の申請がおくれる場合がありますので、そういったことが出てきます。以上です。

一、九番 日比玲子君 そうしますと、二カ月に一遍年金が払われているわけですが、九月に亡くなったとしますと、その九月分は保険料として引かれるのかどうか、例えばの話。

一、住民保険課長 九月に亡くなったといたしますと、今の年金の方は九月まで支払われますので、十月になりますね。そうすると、保険料につきましては、八月まで保険料をいただきますので、そういう場合は出てこないと思います。通常で言うくと、要するに二カ月余裕があるわけです。三月に亡くなっても、五月まで出納閉鎖期間がございますので、その間に締めることができるんですが、保険料をもらった分については保険料で還付することは。ところが、今回につきましては、どうしても三分と、そういった部分についても六月までずれ込んだ、広域連合の方から来るのが遅

かったということで、今回補正をお願いするものです。

- 一、九番 日比玲子君 今答弁をいただきましたけど、私の言わんとすることは、例えば九月に亡くなった場合には、九月分の後期高齢者医療保険料を取ってしまうのか。一日であろうと、例えば九月に亡くなったときは、その月は全然保険料をいただかないのかどうかということ聞いています。

一、住民保険課長 九月分はいただきました。

一、九番 日比玲子君 はい、わかりました。

きちっと確認したいのは、九月に亡くなったというときは、田中さんは保険料をいただくと言ってみえますけど、私が柳津にあります広域のところにかけて、九月一日であろうと、例えば三十日に亡くなるうと、その亡くなった月は保険料をいただかないと言われたので、それが正しいのかどうか質問します。

一、住民保険課長 あくまでも亡くなった月の分はいただきますので、よろしくお願いします。

一、議長 そのほかございませんか。

（終結の声あり）

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第九、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第十、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上、付託されました案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

一、町長 それでは一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。第四回の定例議会をお願いいたしましたところ、皆さん方に十分御審議をいただきまして、提案をさせていただきました全議案について原案のとおり御決定をいただくことができました。これから執行に当たりましては、いろいろいただきました御意見を参考

にしつつ、誠実に実行に移してまいりたいというふうに思ってお
るところでございます。今後とも御指導いただきますようお願い
いを申し上げて、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございます
ございました。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしましたので、
これをもって平成二十一年第四回北方町議会定例会を閉会いたし
ます。大変御苦労さまでございました。

午後二時一分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためこ
こに署名する。

平成二十一年六月二十二日

議長

署名議員

署名議員